

第 27 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年 10 月 25 日（金）午前 9 時 29 分から 10 時 6 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	5 番	石堂	かよ子			
会長職務代理者	9 番	西田	三郎			
農業委員	2 番	中里	安男	3 番	池亀	昭次
	4 番	牛野	進一郎	7 番	河野	律雄
	8 番	寺田	誠	10 番	西田	暁
	11 番	高田	照美			

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	小山	幸良	ロ.	片板	大作
ハ.	柳田	和則	ニ.	中峯	哲義
ホ.	高田	正一	ヘ.	小脇	浩一
ト.	中島	一三	チ.	雨田	俊孝

4. 欠席委員

農業委員

1 番	古市	道則	6 番	小山	重和
-----	----	----	-----	----	----

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 30 年度第 9 号農用地利用集積計画書の一部変更に対する意見決定について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による令和元年度第 27 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	古市	義朗
農地振興係長	戸川	修一郎

7. 会議の概要

事務局 開会の前に、本日欠席の届が会長に出ておりますので報告いたします。
(農業委員のうち) 議席番号 1 番、古市 道則 委員、6 番、小山 重和
委員 でございます。

事務局 それでは、本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立
していることを報告いたします。

議長 ただいまから、第 27 回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第 1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしい
でしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 3 番、池亀
昭次 委員。4 番、牛野 進一郎 委員を指名します。

議長 日程第 2、(議案協議) 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第
1 項の規定による平成 30 年度第 9 号農用地利用集積計画書の一部変更
に対する意見決定について、を議題にします。

なお、議案第 1 号 整理番号 1 番において、池亀 昭次 委員が農業委員
会法第 31 条第 1 項、議事参与の制限に該当することになりますので、退席
をお願いいたします。

(池亀 昭次 委員、退場)

議長 それでは、事務局より議案第 1 号 整理番号 1 番の説明をお願いいたし
ます。戸川係長。

事務局 資料 2 ページをお開きください。

議案第 1 号は農用地利用集積計画の一部変更(賃借権 2 件の内 1 件)
について承認を求めるものです。

当初公告年月日は平成 30 年 4 月 27 日付け公告(平成 30 年度第 9 号)
の一部変更について、説明を行います。

3 ページをご覧ください。総括表の説明をいたします。

整理番号 1 番。賃貸人は南種子町〇〇××番地 A・77 歳。賃借人は南
種子町〇〇××番地 B・62 歳です。

土地の所在は、〇〇字△△××番。地目は 畑で、面積は ●●㎡、令和元
年 9 月 30 日に合意解約されています。理由につきましては、農地中間管理
事業に載せ替えを行うとのことです。図面は 4 ページに添付しております。
ご確認をお願いいたします。

以上、議案第 1 号 整理番号 1 番について説明を終わり、このことにつ
いて承認を求めるものであります。

- 議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議 長 質疑はありませんか。
議 長 (「異議なし。」の声あり)
- 議 長 異議がないようですので、議案第1号 整理番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第1号 整理番号1番については原案のとおり決定いたしました。
それでは、池亀 昭次 委員の入場を求めます。
(池亀 昭次 委員、入場)
- 議 長 引き続き事務局より議案第1号 残りの案件の説明をお願いいたします、戸川係長。
事 務 局 それでは続けます。資料2ページをお開きください。
議案第1号は農用地利用集積計画の一部変更(賃借権 2件の内1件)について承認を求めるものです。
当初公告年月日は平成28年4月28日付け公告(平成28年度第2号)の一部変更について、説明を行います。
整理番号2番。賃貸人は西之表市〇〇××番地 C・89歳、賃借人は南種子町〇〇××番地 D・41歳。
土地の所在は、〇〇字△△××番・××番・××番の3筆、平成31年3月30日に合意解約されております。図面は5ページに添付しております。お目通しください。
以上、議案第1号 整理番号2番の承認を求めるものであります。よろしくをお願いいたします。説明を終わります。
- 議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議 長 質疑はありませんか。
議 長 (「異議なし。」の声あり)
- 議 長 異議がないようですので、議案第1号 残りの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第1号 残りの案件については原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和元年度第27号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。
事 務 局 それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いいたします。戸川係長。資料8ページをお開きください。
議案第2号は農用地利用集積計画の承認について、令和元年10月31日

を公告日とする農用地利用集積計画（賃借権 3件・農地中間管理権 8件）を定めたいので、承認を求めるものです。

資料9ページをご覧ください。

期間の始期を令和元年11月1日から令和6年10月31日が終期の5年間存続で、畑 ●●㎡の2件です。その下段、令和11年10月31日が終期の10年間存続で、畑 ●●㎡の1件です。

資料10ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。

整理番号1番。利用権の設定をする者は、南種子町○○××番地 E・83歳、経営面積は ●●㎡。利用権の設定を受ける者は、南種子町○○××番地 F・47歳、経営面積は ●●㎡。

土地の所在は、○○字△△××番及びび××番、地目は2筆ともに畑で、面積合計 ●●㎡。賃借料は10アール当たり1万円の現金払いで、存続期間は5年です。

整理番号2番。利用権の設定をする者は、南種子町○○××番地 G・90歳、経営面積 ●●㎡。利用権の設定を受ける者は、南種子町○○××番地 H・66歳、経営面積は ●●㎡。

土地の所在は、○○字△△××番 外3筆です。存続期間は5年です。

整理番号3番。利用権の設定をする者は、南種子町○○××番地 I・75歳、経営面積は ●●㎡。利用権の設定を受ける者は、南種子町○○××番地 J・54歳、経営面積は ●●㎡。

土地の所在は、○○字△△××番及びび××番、地目は畑で、2筆の合計面積は ●●㎡です。さとうきびの作付けを行い、賃借料は10アール当たり1万円の新規設定です。備考欄にあるように、令和4年10月30日までは無償とし、その後11月からは支払いが発生します。現在、この土地が荒れているため、費用が掛かることからこのような内容になっております。

資料11ページ以降14ページまでに図面を添付していますので、お目通し願います。

資料は15ページをお開きください。令和元年10月31日を公告日とする農地中間管理権8件を定めたいので承認を求めるものです。

今回、5年存続と10年存続があり、面積合計は ●●㎡です。

上段の5年存続について、期間は令和元年12月1日から令和6年11月30日まで、利用権の設定をする者の数は6名で、利用権の設定を受ける者の数は1名です。

下段の10年存続について、期間は令和元年12月1日から令和11年11月30日まで、利用権の設定をする者の数は2名で、利用権の設定を受ける者の数は1名となっております。

次のページ（16ページ）をお開きください。計画内訳書について説明いたします。

整理番号1番。利用権の設定をする者は、南種子町○○××番地 K・63

歳、経営面積 ●●m²。

土地の所在は、○○字△△××番、地目は 田で、面積は ●●m²。賃借料は ○○円。支払方法は 口座振込みで、存続期間は 10 年です。再配分予定者は L です。

整理番号 2 番・3 番については、お目通しをよろしくお願いいたします。

次のページ（17 ページ）をお開きください。

整理番号 4 番・5 番については、お目通しをいただき、続いて整理番号 6 番をご覧ください。

利用権の設定をする者は、南種子町○○××番地 M・84 歳、経営面積 ●●m²。

土地の所在は、○○字△△××番を含む 6 筆で、面積合計は ●●m²。水稻の作付けを行います。この土地の再配分予定者は N です。賃借料は 8 万円、支払方法は口座振込みとなっております。

次のページ（18 ページ）をお開きください。

整理番号 7 番。利用権の設定をする者は、南種子町○○××番地 O・90 歳、再配分予定者は P です。詳細については、お目通しください。

整理番号 8 番。利用権の設定をする者は、愛知県在住の Q・69 歳。

土地の所在は、○○字△△××番、地目は 田で、面積は ●●m²。存続期間は 10 年で、賃借料は 10 アール当り 1 万円。再配分予定者は R です。

以上、田 16 筆、畑 3 筆の合計 19 筆、合計面積は ●●m² です。19 ページ以降 29 ページに掛けて図面を添付していますのでご確認ください。

賃借権及び農地中間管理権を取得する者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第 2 号の農用地利用集積計画について承認を求めるものであります。

よろしくお願いいたします。説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑はありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第 2 号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請（委員会許可）について、譲渡人・S、譲受人・T 外 3 件 を議題にします。

それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。日高主任。
31 ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求め
るもので、所有権の移転が4件です。

整理番号1番から、資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 S。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 T です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

ほかに〇〇字△△に1筆、〇〇字△△に4筆の合計で6筆、地積合
計は●●㎡です。

所有権移転で、贈与及び農業開始によるものです。

この件につきましては、32 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は36 ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 U。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 V です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、贈与及び農業開始によるものです。

この件につきましては、33 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は45 ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 U。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 W です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は田、地積は●●㎡。

ほかに〇〇字△△に2筆、〇〇字△△に3筆、〇〇字△△に3筆、〇〇
字△△に2筆の合計で11筆、地積合計は●●㎡です。

所有権移転で、贈与及び名義整理によるものです。

この件につきましては、34 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は51 ページから添付しています。

整理番号4番。譲渡人が、鹿児島県南九州市〇〇××番地 X。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Y です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、35 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は62 ページから添付しています。

以上4件につきましては、10月10日の現地調査により耕作等について
確認しております。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、西田 暁 委員。

10番委員 整理番号1番。SさんからTさんへの所有権移転でございます。場所については、田んぼの方が△△を下り△△の方に出る途中でございます。〇〇字△△に4筆ある訳ですが、一応図面にもあるように、現地調査では3枚となっております。資料40・41ページの図面で××番が、奥の2筆の並びでそれぞれ1枚となっております。平成29年に地籍調査の立会いは終了しております。

それと畑は2筆あるんですが、〇〇字△△、〇〇字△△に1筆ずつですね。Tさんは農業開始ということで、作物は水稻とラッキョウを作付けする計画であるようです。別に問題はないものと思います。よろしく願いいたします。

議長 整理番号2番・3番、西田 三郎 委員。

9番委員 整理番号2番・3番についてご説明いたします。内容は一緒ですので、お目通しください。Uさんから娘さんである、Vさん、Wさんに、それぞれ生前贈与をしたいということです。

Vさんの方は現在ハウスが建っている訳ですが、ハウス自体がかなり老朽化しておりまして、その辺の整理をどうするのかなと思います。農地としては、十分に整備されております。

それからWさんの方は、全部で11筆の内、田んぼが3筆、畑が8筆ございますが、いずれも適正に維持管理をされております。農業をすることに対しては、特に問題はないものというふうに見た限りでは考えたところでございます。

以上でございます。

議長 整理番号4番、高田 照美 委員。

12番委員 整理番号4番ですが、Xさんにつきましては、鹿児島県南九州市の方に出ておりまして、もう種子島に戻って来る予定はないということで、今回農地を手放すということでございます。

その譲受人がYさん、農協職員でございます。奥さんについては、役場職員であります。

Yさんの家の近くの農地であります。そういうことで今回取得をしたいということですが、この土地につきましては、前農業委員会会長のZさんが賃貸借契約を結んでおり、今まで農地を管理していただいたようでございます。

今月の現地調査で確認をしたところ、スナップエンドウの植え付けの準備をして、もう既に種を蒔いている状況でありました。Zさんに話を聞きますと、今回のスナップエンドウの収穫が3月頃には終わるため、それが終わってからこの農地を綺麗にして戻すという話し合いがされているよ

うでございました。

Y さんにつきましても、農協職員でこれからも農業をしながら頑張っていくと思います。

問題はないものと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑はありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 はい、河野 律雄 委員。

7番委員

ちょっと教えて欲しいんですけど、整理番号1番・2番・3番、所有権移転で「対価なし」となっていますが、この整理番号2番については先ほどの説明がありましたように娘さんということで、対価はないんですけど、後の整理番号1番・3番については、(譲渡人・譲受人)関係性はどうか。

議長 それでは、担当委員、説明をお願いいたします。

整理番号1番、西田 暁 委員。

10番委員

はい。TさんとSさんは、いここになります。

議長

整理番号3番の件ですが、これも整理番号2番と同じく娘さんということですよ。河野委員、それでよろしいでしょうか。

7番委員

はい。分かりました。

議長

ほかに質疑はありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長

はい、西田 三郎 委員。

9番委員

これは特に問題はないんだろうけど、整理番号4番の対価が〇〇円となっているんですけど、実際の取引価格としてはどうなのかなと思うんですけど、何か事情があるんでしょうか。

議長

はい。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。この件の対価〇〇円についてですが、これはあくまで当事人同士が実際に取引される金額を申請書に記載したものでありますので、これについて金額がどうのこうのというところについては、事務局からは申請者には確認をしてないです。

議長

西田 三郎 委員、それでよろしいでしょうか。

9番委員

はい。分かりました。

議長

ほかに質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長

異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第3号については原案のとおり決定いたし

ました。

議 長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人・a、
譲受人・b を議題にします。

事務局 それでは事務局より、議案第4号の説明をお願いいたします。日高主任。
67 ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求め
るもので、転用申請が1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、東京都調布市△△××番地。

b 理事長 c。

譲渡人が、南種子町〇〇××番地 a。

土地の所在は、〇〇字△△××番、〇〇字△△××番 の合計で 2筆。

〇〇字△△××番の登記・現況地目は 畑、地積は ●●m² です。

〇〇字△△××番の登記地目は 田、現況地目は 畑、地積は ●●m² です。

転用計画としまして、地目を 雑種地 に変更。

資金は、土地取得費 〇〇円 で、令和元事業年度予算となっています。

転用目的としましては 保安用地 です。

転用事由の詳細としまして、「H-II A、H-II B ロケット及び人工衛星
等の打上げに必要な保安用地とするため」とのことです。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

「周辺耕作地（田・畑等）に迷惑をかけないように下刈等を年2回（農耕
時期前）に実施する。」とのこと。

なお、申請地は農用地区域 外 及び都市計画区域 外 で、農地区分は「第
2種農地」であり、許可基準は「その他の農地」に該当すると思われ、所
有権移転によるものです。

参考資料は68 ページから添付しています。

なお、この案件につきましては、10月10日の現地調査において申請内
容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いい
たします。整理番号1番、西田 暁 委員。

10番委員 整理番号1番ですが、譲渡人・a さん・88歳、譲受人・b の転用申
請ですが、資料72 ページを見てもらえば分かるように、〇〇字△△の1筆、
〇〇字△△の1筆、いずれも射点から3キロ圏内の警戒区域内にあるために、
農地を取得し活用したいということで出ております。よろしく願いま
す。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑はありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第4号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。